

板橋区施設等利用費の支払いに関する要綱

(令和元年9月12日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の11の規定に基づく施設等利用費の支給について、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって保護者の負担を軽減し児童の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、令、府令及び基準で使用する用語の例による。

(施設等利用費の支給)

第3条 区長は、法第30条の11第1項の規定により、板橋区に住所を有する施設等利用給付認定子どもが、子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち府令第28条の16各号に掲げる費用を除く。)について、施設等利用費を支給する。

2 前項の施設等利用費の額は、令第15条の6の規定による額とする。

(施設等利用費の請求及び支払)

第4条 前条に規定する施設等利用費の支給を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、施設等利用費請求書(別記様式)に必要書類を添付して区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、提出された書類を審査したうえで、速やかに施設等利用費を支払うものとする。

(委任)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(宛先) 板橋区長

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費
【 年 月 ~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、板橋区内に居住していることを板橋区が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを板橋区が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を板橋区が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を板橋区が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です		現住所	電話:		

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

法第30条の4の認定種別	第2号	第3号	認定番号	
生年月日	年	月	日	フリガナ
年月日 ~ 年月日の間の住所			氏名	
現住所のとおり 転入した 転出した				
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入				年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	普通	当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町村指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話:
契約している利用料 2	月額	円	日額 円 時間額 円
フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話:
契約している利用料 2	月額	円	日額 円 時間額 円
フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話:
契約している利用料 2	月額	円	日額 円 時間額 円

<裏面も記入して下さい>

フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話：
契約している利用料 2	月額	円 日額	円 時間額 円
フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話：
契約している利用料 2	月額	円 日額	円 時間額 円
フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話：
契約している利用料 2	月額	円 日額	円 時間額 円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

- 2 該当箇所にしを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄のしを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) 3 4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) 3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

- 3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。
- 4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- 5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数